

「地域支え合い活動団体支援補助金」の

受け付けを開始します！

「地域支え合い活動団体支援補助金」は、最長3年間にわたり、地域において介護予防活動や生活支援サービスを提供する団体の育成・支援を目的とした補助金制度です。申請様式など詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

【申し込み・問い合わせ】介護福祉課介護保険室 ☎282局1711 内線1162

対象となる団体

65歳以上の方を対象として介護予防活動または、生活支援サービスを実施し▽年度内に行う介護予防活動の回数が10回以上または、生活支援サービスを提供した回数が30回以上である▽村内に在住・在勤する5人以上のスタッフが構成されている▽活動拠点が村内にある▽同一の会計年度内に、国・県・村または社会福祉協議会等から補助金等の交付を受けていない(三重での補助は不可)▽自主的・継続的な活動ができる▽行政や地域包括支援センターと協働できる▽地域に対し開かれた活動ができる(利用者の受け入



れ範囲を全村域とすること)——を満たす団体 ※営利目的、政治・宗教活動団体等を除きます。

対象となる活動と補助金交付上限額

対象となる活動は、「介護予防活動」と「生活支援サービス」の提供です。補助金の交付額は、対象活動に掛かった(掛かる)費用や、年間活動回数により異なります。



【介護予防活動】

1回の活動時間が1時間30分以上で、参加者が5人以上(スタッフを除く)で実施する次のいずれかに該当する活動

▼要介護状態になることの予防を目

的とする健康づくり・介護予防に関する活動(体操教室、認知症予防教室、料理教室など)
▼孤立やひきこもり防止を目的とする居場所づくり活動やサロンの開催

年間開催回数	補助金交付上限額
10回～20回	5万円/年
21回～40回	10万円/年
41回～60回	20万円/年
61回以上	30万円/年

【生活支援サービスの提供】

▼家事に関する生活支援サービス(掃除、ごみ出しなど)

▼移動に関する生活支援サービス(送迎、付き添いなど)

【補助対象経費】

項目	内容等
報償費	講師謝礼、スタッフ謝金(300円/日を上限)等
旅費	研修・会議等の交通費等
消耗品費	事務用文具類や食器類の購入費、資料代等
備品購入費	購入単価が3万円以下のもの
光熱水費	事務所等の電気、ガス、水道代等
通信運搬費	郵便料、宅急便料金、電話代、インターネット通信料等
保険料	損害保険料、火災保険料、自動車損害保険料等
使用料・賃借料	施設使用料、パソコンリース料等

年間開催回数	補助金交付上限額
30回～60回	5万円/年
61回～120回	10万円/年
121回～180回	20万円/年
181回以上	30万円/年